

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	中山間阿鉢 (阿鉢)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心経営体として、認定農業者が経営している。地域内で主に栽培している作物は米、麦である。そのほか基盤整備事業を活用しながら集約し、法人化を目指している。地域が抱える課題として農業者の高齢化、新規の担い手不足、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足が挙げられる。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは計画通りの人員確保、収入確保(加入者全員が安定した生活が出来るかどうか)である。
主な作物: 米、麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組んでいきたい。米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産に関して、他地域からの入作者や企業の誘致も視野に入れ検討を行う。高齢で仕事ができない農家の収入確保が課題であり、地域の所得向上に向け温泉付き観光(道の駅等の設備)に取り組みたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・阿鉢地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・認定農業者等に集約化することを目標とする。 ・農地バンクを通じて担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
取組を検討中。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
⑨圃場整備計画、法人化。				